

第 1 5 2 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日 時 平成 2 7 年 1 2 月 1 7 日

自 1 3 時 3 0 分

至 1 4 時 2 8 分

場 所 教 育 委 員 室

I 議題の件名及び審議の結果

－開 会－

－公 開－

(議決事項)

第16号 平成28年度特別支援学校（高等部・専攻科）の入学定員について（特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

(承認事項)

第4号 人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正について（総務課）

————— 以上原案のとおり承認

(報告事項)

第55号 島根県総合教育審議会委員の改選について（総務課）

第56号 平成27年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について（学校企画課）

第57号 平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

第58号 平成28年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）について（教育指導課）

第59号 平成27年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

第60号 平成27年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第61号 平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について（社会教育課）

第62号 国指定文化財の指定等について（文化財課）

第63号 国登録有形文化財（建造物）の登録について

————— 以上原案のとおり了承

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
藤原教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

| | |
|----------------|-----|
| 小林教育監 | 全議題 |
| 今岡教育次長 | 全議題 |
| 山名参事 | 全議題 |
| 春日教育センター所長 | 全議題 |
| 松本総務課長 | 全議題 |
| 錦織総務課調整監 | 全議題 |
| 松本教育施設課長 | 全議題 |
| 高橋学校企画課長 | 全議題 |
| 津森県立学校改革推進室長 | 全議題 |
| 山崎教育指導課長 | 全議題 |
| 吉崎子ども安全支援室長 | 全議題 |
| 三島特別支援教育課長 | 全議題 |
| 堀江保健体育課長 | 全議題 |
| 梶谷健康づくり推進室長 | 全議題 |
| 荒木社会教育課長 | 全議題 |
| 恩田人権同和教育課長 | 全議題 |
| 丹羽野文化財課長 | 全議題 |
| 柿本教育センター教育企画部長 | 全議題 |
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

| | |
|-------------------|-----|
| 森脇総務課課長代理 | 全議題 |
| 小村総務課人事法令グループリーダー | 全議題 |
| 小林総務課主任 | 全議題 |

Ⅲ 審議、討論の内容

藤原教育長 開会宣言 13時30分

| | | |
|------|-------|----|
| 公開 | 議決事項 | 1件 |
| | 承認事項 | 1件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 9件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 非公開 | 議決事項 | 0件 |
| | 承認事項 | 0件 |
| | 協議事項 | 0件 |
| | 報告事項 | 0件 |
| | その他事項 | 0件 |
| 署名委員 | 広江委員 | |

(議決事項)

第16号 平成28年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員について
(特別支援教育課)

○三島特別支援教育課長 議決第16号平成28年度特別支援学校(高等部・専攻科)の入学定員についてお諮りする。

1の1をご覧いただきたい。定員設定の基本的な考え方であるが、特別支援学校の場合には、必ず就学相談会を経て、入学試験に臨んでいただくことになっている。各特別支援学校が10月に実施した就学相談会の参加状況で把握した入学希望者数を基準として設定をしている。就学相談会の参加者がいない場合にも、最低限の学級、定員を設けている。また、全員入学を想定し、学科及び学級区分に応じて学級数を設定している。1学級当たりの生徒数は単一障がい学級は8人、重複障がい学級は3人である。例えば、単一学級の場合、36名の就学相談会で入学希望者がいたら、5学級、8名掛ける5学級の40名の定員を設定することになる。重複学級の場合、7名の入学希望者がいたら、3学級、9名の定員設定となり、不足がないように定員設定をすることになる。

高等部では入学希望者数に応じて、学校ごとに定員を設定しており、その結果、1の2、1の3に各学校の定員を記載しているが、入学定員を合計69学級、352名とする。ただし、安来高校の中に併設している松江養護学校安来分教室、邇摩高校に併設している出雲養護学校邇摩分教室、今年の春から開設した出雲養護学校の雲南分教室については、単一障がい1学級、8名をあらかじめ設定している。学校の規模、大きさにも関係をしている。訪問学級については、訪問学級の対象となっている生徒で構成されている学級であり、現在対象の生徒を把握しているところである。そのため、今回の定員には含めない。来年の2月頃までには、対象生徒を特定して、学級を設定することにしていく。

専攻科については、入学希望者数に応じて、学校ごとに設定をしており、その結果、入学定員を合計7学級、41名とする。

なお、特別支援学校は毎年度就学相談会の参加状況に応じて入学定員を設定しているので、特別支援学校高等部、専攻科の定員を定める、県立学校の組織編成に関する規則を高等学校の入学定員と合わせて3月に改正している。

1の2をご覧いただきたい。各学校の入学定員である。傾向としては、視覚障がい、聴覚障がいの学校は、生徒数が減っていることもあり、1学級としている。近年、知的障がいの松江養護学校、出雲養護学校は非常に生徒数が増えている。今年度、松江養護学校は、単一学級は変わらないが、重複学級は3学級増えている。出雲養護学校は、単一学級は1学級減となっており、重複学級は3学級増え、重複学級が増えている傾向にあると思っている。全般的に、石見地区は生徒数が減少している。高等部は昨年度と比較すると、69学級は同じであるが、入学定員が昨年度362人、今年度が352人で10人少なくなっている。

1の3をご覧いただきたい。専攻科については、盲学校と松江ろう学校にある。各学校とも学級数を全て1学級としており、昨年度と同じである。高等部と専攻科を合計すると単一障がい学級は昨年度と比較して2学級減、重複障がい学級は昨年度と比較して2学級増となり、76学級は昨年度と同じであるが、入学定員は昨年度403人だったので、10人減の393人となる。

○森委員 訪問学級について詳しく教えていただきたい。

○三島特別支援教育課長 訪問学級については、医療との関わりや、在宅でそのまま特別支援学校に行きたいという希望があるのか、医療の関係で違うところに行っただ方が良いのかということを実態把握をしているところである。現在のところ、益田養護学校の高等部に1名訪問学級の希望があると聞いている。

○岡部委員 就学相談会の参加状況をもとに、定員を設定されているが、例えばUターンされる方のお子さんに特別支援学校へ入学を希望される方がいらっしゃったりと、県外からの転入があった場合の対応はどのようにされるのか。

○三島特別支援教育課長 急な転入などはあり得る。その場合には教育委員会同士で話をし、学校で保護者さんとの面談等を行ったうえで、入学を認めるということになる。

○岡部委員 今回設定される定員を超えた場合であっても、弾力的な運用をされるということか。

○三島特別支援教育課長 設定した定員を超えた場合でも、できるだけ入学を認めるという

ことで対応している。

――原案のとおり議決

(承認事項)

第4号 人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正について
(総務課)

○松本総務課長 承認第4号人事委員会の報告及び勧告に基づく給与関係条例等の一部改正についてお諮りする。

2の1ページをご覧ください。改正理由にあるように、この関係条例の改正は、人事委員会の報告及び勧告を受けて、所要の改正を行うものである。このたび改正を要する条例は、「県立学校の教育職員の給与に関する条例」と「市町村立学校の教職員の給与等に関する条例」の2つである。条例改正の内容だが、2の(1)の①にあるように、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の給料表を改定し、給料月額を平均0.27%引き上げることとする。また、②の期末・勤勉手当については、年間支給月数を0.1月分引き上げ、3.80月から3.90月に改定することとし、支給月数の改定は勤勉手当の部分で行う。一般の職員の支給月数は、資料の勤勉手当のア及びイのそれぞれの(ア)にあるように、今年度においては、12月支給の勤勉手当を0.1月分引き上げ、0.8月とし、来年度以降は、6月及び12月支給の勤勉手当を0.75月とする。

また、定年退職後に任用される再任用職員の支給月数は、ア及びイのそれぞれの(イ)にあるように、0.05月分引き上げとなり、今年度においては、12月支給の勤勉手当を0.375月分を0.425月分とし、来年度以降は、6月及び12月支給の勤勉手当を0.4月分とする。

なお、施行期日だが、公布の日から施行し、給料表については平成27年4月1日から、期末・勤勉手当については平成27年12月1日から適用する。

続いて、2の2ページをご覧ください。「3 規則改正」及び「4 規則改正の内容」についてご説明する。3の(1)の「県立学校の教育職員の給与に関する規則」は、先ほどご説明したように勤勉手当の支給月数を改正するので、それに合わせて、勤務成績による割合を定めた部分を改正するものである。新旧対照表が2の3ページからあるが、具体的には2の12ページにこの規則の新旧対照表を記載している。

規則改正の中で、3の(2)及び(3)の「給料の切替えに伴う経過措置に関する規則」については、少し説明をさせていただく。島根県職員の給与については、昨年度、人事委員会勧告に基づき総合的見直しが行われ、平成27年4月1日を切替日として給料表の改定を行った。そしてその内容は、ほとんどの職員において給料月額を引き下げるといったものだった。しかしながら、その際、切替日前の給料月額を5年間に限り、現給保障するという経過措置がなされたところである。そして、その現給保障の方法だが、職員の給与は、勤務成績に問題がなければ毎年1月1日に定期昇給するが、昇給後の給料月額が切替日前の給料月額を上回るまで、差額を加えて支給するという方法にしたところである。この現給保障に関する経過措置は、切替日に在職していた職員については、給与に関する条例を改正する際に条例の附則で規定したが、切替日に在職していなかった職員、これは例えば休職していた職員や人事交流で他団体に派遣となっていた職員などが該当するが、これらの職員については新たに規則を定めて対応したところである。それが、この「給料の切替えに伴う経過措置に関する規則」である。この規則により、切替日において、休職していた職員、人事交流で他団体に派遣となっていた職員が切替日以後に復職して給料を受ける場合にも、同様に現給保障が受けられるようにしている。

従って、先ほどご説明したように、このたびの条例改正によって平成27年4月1日に遡って給料表を改定するので、これら2つの規則によって経過措置を受ける職員についても、改定後の給料月額を基準に差額を加えて支給することができるように、規則を改正し、規定の整備を行うものである。

なお、施行期日は、公布の日から施行し、「県立学校の教育職員の給与に関する規則」については平成27年12月1日から適用し、「給料の切替えに伴う経過措置に関する規則」

については平成27年4月1日から適用する。

――原案のとおり承認

(報告事項)

第55号 島根県総合教育審議会委員の改選について(総務課)

○松本総務課長 報告第55号島根県総合教育審議会委員の改選についてご報告する。

3の1ページをご覧ください。島根県総合教育審議会委員の任期については、平成27年8月25日に満了しており、新たな委員の委嘱について、島根県附属機関設置条例及び島根県総合教育審議会規則に基づき、平成28年1月15日付けで10名の方に委嘱したいと考えている。委嘱する島根県総合教育審議会委員の任期は、平成28年1月15日から平成30年1月14日までの2年間である。審議会の目的は、教育の総合的な施策の推進に関する重要事項を調査審議することであり、具体的には地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による教育委員会の点検及び評価に関する審議等を行っていただくことにしている。

このたび委嘱する委員の方は、3の2ページに掲載している。また3の3ページには根拠法令を掲載している。それぞれ様々な立場の方から委員を選定させていただいている。まず、学識経験のある方として3名、それから市町村長又は教育長の枠から1名、教育関係団体役職員の枠から1名、公募枠から1名、教育委員会が必要と認める者として4名、合計10名の方を新たな委員として委嘱したいと考えている。この10名の方のうち、再任となるのは、学識経験者の肥後島根大学教育学部教授、必要と認める者の枠からひらたCATV株式会社の代表取締役社長石原さんの2名である。性別は男性5名、女性5名であり、また地域別としては東部5名、西部4名、隠岐1名である。

○岡部委員 今回再任の方が2名ということであったが、だいたい再任される委員の人数はどのくらいか。前回は何人が再任されたのか。

○松本総務課長 前回も2名の方が再任されている。

――原案のとおり了承

第56号 平成27年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果について
(学校企画課)

○高橋学校企画課長 報告第56号平成27年度島根県市町村立小・中学校管理職選考試験の結果についてご報告する。

4ページをご覧ください。6月の教育委員会会議において、試験の実施概要や内容についてご報告をしている。その後8月21日に第1次試験を実施した。校長の試験は、教育法規やその他教育全般にわたる客観テストと論文記述試験を実施し、教頭の試験は、それに加えて第1次試験にも面接試験を実施した。第1次試験の合格者に対して、10月27日から11月19日までの間に第2次試験を行った。第2次試験は面接試験を行っている。それぞれの選考を経て、12月8日に結果の通知をしたところである。

まず、校長試験だが、今年度は162名の受験者がいて、一次試験で70名に絞り、最終的に41名を名簿登載した。各教育事務所ごとの人数を記載しているが、現在各教育事務所管内の小中学校に勤務している教頭の数である。必ずしも出身地と一致はせず、例えば現在浜田教育事務所管内で勤務している松江出身の者もいる。名簿登載者数で浜田教育事務所の人数が多くて、松江教育事務所、出雲教育事務所が少ないのは、そのように必ずしも出身地と一致はしていないためであることを補足させていただく。なお、校長の受験資格は45歳以上である。

教頭試験であるが、受験資格は40歳以上である。今年度、教頭試験の受験者数は173名で、最終的には58名を名簿登載とした。先ほどから名簿登載と申し上げているが、管理職試験の場合、名簿登載となって必ずしもすぐに登用ということではなく、全体の異動の中

で、登載された状態で待機ということもある。校長の場合2年間、教頭の場合4年間までの待機はあるとあらかじめ伝えている。教頭試験の場合にも、すぐに教頭職に登用されるのではなく、主幹教諭を経てから教頭という登用の仕方もある。教頭試験でも、松江教育事務所管内が少ないが、先ほどの校長試験と同様の理由で、最終的には平準化すると思われる。

近年の受験者数と名簿登載者数の倍率の推移を掲載しているが、今年度実施した校長試験については162名分の41名で約4倍、教頭試験の倍率は約3倍となった。教頭試験の倍率が低下しているが、教頭職試験は40歳から受験ができ、だいたい40歳代から受験するが、40歳代の教員数が少ない関係から、受験者数は減っているが、こちらとしては厳選して受験されているのだろうと思っている。なお、括弧書きで女性の受験者数、名簿登載者数を記載している。

――原案のとおり了承

第57号 平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第57号平成28年度島根県教育職員（実習助手・寄宿舎指導員）採用候補者選考試験の結果についてご報告する。

5ページをご覧ください。実習助手、寄宿舎指導員の試験については、10月9日の教育委員会会議で実施要領等についてご報告をしている。その後実習助手の試験については、10月31日と11月1日に、寄宿舎指導員の試験については、10月31日のところでそれぞれ実施した。11月25日に結果を発表し、既に通知をしている。

まず、実習助手については、今年度募集したのは、農業の実習助手である。職務内容に記載しているとおり、農業の実習について教諭の職務を助け、ともに生徒を指導したりする職務である。今年度21名の出願があり、実際の受験者は17名で、最終的に2名を合格、名簿登載とした。倍率は8.5倍であった。また、身体に障がいのある方を対象とした一般の実習助手の選考も行っている。同じく10月31日に試験を実施した。3名が出願、受験をされ、1名を合格、名簿登載とした。身体に障がいのある方を対象とする実習助手の選考試験は、以前は一般の実習助手にあわせてその枠の中で募集をしていたが、採用を積極的に進めていくという観点から平成25年度からは別に若干名という定員を設けて実施をしている。

寄宿舎指導員については、26名の出願があり、25名が受験をされ、4名を名簿登載とした。職務内容だが、特別支援学校の寄宿舎において、幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話や生活指導を行う。4名の内訳は、男性2名、女性2名でバランスの良い採用ができた。こういった採用を行う場合には、退職される職員の人数や児童生徒数の推移などを勘案して、採用数を決定するが、今年度末の寄宿舎指導員の定年退職は1名である。しかし、向こう5年間で15名の方が退職をされるので、定年退職は1名であるが、4名の名簿登載としたところである。

――原案のとおり了承

第58号 平成28年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）について（教育指導課）

○山崎教育指導課長 報告第58号平成28年3月県立高校卒業予定者の就職内定状況（11月末）についてご報告する。

この調査は、県立高等学校の全日制、定時制の生徒を対象に11月末の就職内定の状況を調べたものである。表1、内定状況の年度別推移の平成27年度の欄だが、今年度末の卒業予定者数4,674人のうち就職希望者は1,021人で全体の21.8%である。ほぼ例年並みの希望状況であった。男女別では男子生徒は28.5%、女子生徒は15.1%となった。就職が内定している生徒であるが、全県で944人である。図1に就職内定率の平成23年度以降の推移を記している。11月末現在の就職内定率は92.5%で、ここ5年で

最も高い率となっており、大変喜んでいところである。この要因として、求人数自体の増加とともに、求人情報が7月、8月の早い段階から各学校に届けられたことがあると考えている。例年求人情報等は7月、8月はそう多くないと聞いているが、昨年度と比べても7月に8.9%の増、8月には7.6%増と伸びている。ここ2年間では、7月が41%の増、8月が36%の増と大変大きな伸びとなっており、こういったことが要因となっている。

就職希望者の県内、県外の割合だが、昨年度は就職希望者数1,108人のうち県内希望者が875人と全体の79%となり、目標とする80%に近づいていたが、今年度は県内希望者が768人で75.2%と減少している。この要因として県内企業の求人数は増加したが、それ以上に県外企業の求人数も増加していることが考えられる。また、インターネット求人等についても増加しており、県外の求人情報が手に入りやすくなったことなども要因として考えられる。そういったことで、県内就職希望者の割合が75.2%となっている。

図4で地区別の内定率比較を記している。隠岐地区が79.4%で、34名の就職希望者のうち内定者が27人である。求人少ない事務関係や医療関係等を希望している生徒が活動中であったり、結果を待っている状況のため、内定率が低くなっている。

現在、未内定者数が77人いるが、これらの生徒については、これから受験をする生徒もいれば、結果待ちの生徒もいる。労働局、ハローワーク等とも連携しながら、内定率100%を目ざして、就職につなげていきたいと考えている。

――原案のとおり了承

第59号 平成27年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰について（保健体育課）

○梶谷健康づくり推進室長 報告第59号平成27年度学校保健・学校安全文部科学大臣表彰についてご報告する。

この表彰の趣旨は、学校保健及び学校安全の普及と向上に尽力し、多大な成果をあげた個人、学校及び団体を文部科学大臣が表彰し、学校保健及び学校安全の振興に資するものである。表彰式は、12月3日に愛媛県松山市で行われた。

本年度は、島根県より3名の方が学校保健表彰を受賞された。お一人目は、出雲市の学校医、牧野さん。昭和52年から現在まで、38年の永きにわたり、出雲市立平田中学校・灘分小学校の校医として、児童・生徒の健康管理や体位向上等、学校保健の推進に努められた。また、保護者会や学校保健委員会にも努めて出席され、家庭での食生活・生活習慣病の予防に、校医として指導・助言を熱心に行われた。平田市学校保健会理事及び会長、出雲医師会理事を務めるなど、要職を歴任され、地域医療の発展に寄与され、多くの実績をあげられた。

お二人目は、浜田市の学校医、小池さん。地域の幼稚園、小中学校の園医、学校医として永年、子ども達の健康管理及び保健指導に努められた。浜田市学校保健会会長として、学校保健に関する調査研究、講演会や講習会を開催するなど、浜田市における学校保健の推進にご尽力なされた。また、県の健康相談アドバイザーとして、健康相談アドバイザー事業、専門医派遣事業に毎年協力され、学校における健康相談の充実を図る上で、大きく貢献なされておられる。

三人目は、松江市の学校歯科医、辻さん。昭和53年4月から平成6年3月までの16年間にわたり、島根県学校歯科医会常任理事として、生徒、学生並びに教職員の健康保持増進と学校保健の普及、振興に努められた。昨年までの永きにわたる学校歯科医歴の中でも、昭和50年代当初より、むし歯予防推進校事業に取組み、学校における歯科保健への理解と協力に対して大きく貢献なされた。また、歯科保健教育に繋がる学校歯科医育成に対してもご尽力なされた。

以上の3名であり、本年度は、学校安全表彰と学校安全ボランティア活動奨励賞の該当はなかった。

――原案のとおり了承

第60号 平成27年度優良PTA文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第60号平成27年度優良PTA文部科学大臣表彰についてご報告する。

8ページをご覧ください。この表彰は、優秀な実績をあげているPTAを表彰し、PTAの健全な育成、発展に資することを目的として文部科学大臣が表彰されるものである。今年度島根県からの被表彰団体は、松江市立大庭小学校PTAと大田市立鳥井小学校PTAの2団体である。国への推薦は各都道府県から3団体以内となっており、今年度4月に、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の各PTA連合会に推薦を依頼し、県PTA連合会からこの2団体の推薦があり、6月に選考会を行った上で、国へ推薦をしていたところである。

主な表彰理由であるが、松江市立大庭小学校PTAは、役員、学年委員の立候補制度の導入や毎年PTAテーマを決定し、主体的に活動をされていること、3種類の広報紙を発行して積極的に広報活動を行っていること、キャッチフレーズを毎月変えて「あいさつ運動」を毎月10日に実施されていること、地区の行事にも積極的に参加されていることにより表彰をされたものである。

2つ目の団体である大田市立鳥井小学校PTAだが、小規模校の良さを活かした全員参加のPTA活動である。研修部を中心として、メディアとの関わり方、生活習慣の見直しなどのテーマを設定して研修を積極的に実施されている。こちらのPTAも地域の活動に積極的に参加されていること、それから年1回の全校親子活動、隔年で学年交流活動などの親睦を深める事業を実施されていることなどが評価されたものである。

この2団体について、11月19日に東京都で表彰式があり、両団体ともPTA会長がご出席された。今年度は全国で137団体が表彰されている。

――原案のとおり了承

第61号 平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○荒木社会教育課長 報告第61号平成27年度優れた「地域による学校支援活動」推進にかかる文部科学大臣表彰についてご報告する。

9の1ページをご覧ください。この表彰は、地域全体で学校や子どもたちの教育活動を支援する活動のうち、その内容が優れ、他の模範と認められるものを表彰するものである。先般12月3日に東京都で表彰式が実施された。この表彰も国への推薦は3件以内であり、各市町村教育委員会に対して推薦の依頼を行い、9月に選考会を行い、国に推薦していた。今年度は2団体、浜田第一中学校区学校支援本部と豊川地区つろうて子育て推進協議会、「つろうて」というのは連れ立ってという意味だが、この2団体が表彰を受けられた。

まず、浜田第一中学校区学校支援本部だが、校区内の石見公民館を拠点として活動を実施されている。公民館を拠点とすることにより、公民館職員がコーディネーターとして関わっていることが一つ特徴的なことである。それから関係者による定期的な会議、コーディネーターの会議であるとか、ワーキング会議、ネットワーク会議など月1回の会議から年1回の会議まで定期的に会議を開催して、地域が目ざす子ども像等の共通理解のもとに、活動を進める体制ができています。また、学校支援コーディネーターによる授業の実施に関する提案により、NPO法人浜田おやこ劇場のスタッフと連携して、お母さん、赤ちゃんに触れ合おうという事業を公民館で実施をされたことなどが評価されたものである。

豊川地区つろうて子育て推進協議会であるが、こちらは地域で子どもの育ちに関わっている大人や団体が委員となって協議会を設置されている。これは学校関係者であるとか、学校のPTA、民生児童委員、社会福祉協議会などの方々が協議会を作って、協議会にコーディネーターを配置して活動をされていることが特徴的である。さらに協議会において、課題やその解決につながる活動の方向性を話し合って、具体的な取組まで決めて活動をされている。特徴的な取組を3つあげているが、「豊川小学校をコミュニティー・スクールにする」とか、「子どもたちによる地域貢献活動」、新たな学び場として「とよかわ寺子屋の創設」など、具体的な取組として活動をされている。特に、NPO法人と連携して、とよかわ寺子屋eboard

d教室を開催して、パソコンやインターネット教材を活用しての学ぶ場所を設けられていることなどが特徴的である。

全国では136団体が受賞され、このうちの2団体であったが、とりわけ浜田第一中学校区学校支援本部については、国の選考委員会の評価が非常に高く、136団体の受賞者を代表してあいさつをされたということである。

――原案のとおり了承

第62号 国指定文化財の指定等について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第62号国指定文化財の指定等についてご報告する。

11月20日に開催された国の文化審議会において、新たな指定が1件、追加指定が1件、合計2件の答申が文部科学大臣になされたのでご報告する。

まず1件目は、新たな指定であるが、鰐淵寺境内である。出雲市、旧平田市の別所にあるお寺である。ご存知のように、国の重要指定文化財等を含む数多くの寺宝を有する古刹で有名であるが、これまで建物だとか周辺のいろいろな遺構といった物に対しての法的な保護はなされていなかったのが実情であった。このたび、文献や埋蔵文化財の調査がなされることによって、鰐淵寺の様々な歴史や現地の分布状況等が概ね明らかになって、古代から中世、近世、特に中世を中心に隆盛をした寺院であることがはっきりと分かってきた。そのことが評価をされて、全国においても山林寺院の形成と特に中世における寺院が果たした様々な役割を解明する上で非常に重要なものであるということで答申がなされたと考えている。面積が、約288ヘクタールと、非常に大きい面積である。それだけ当時、鰐淵寺が広い範囲に僧坊などが広がっていたことを示していると考えられる。

2件目の追加指定であるが、益田市中須町にある中須東原遺跡であるが、平成26年3月に指定をされたものであるが、この時点で条件が整わずに指定ができなかった箇所があった。今回条件が整ったので、29平方メートル追加指定が行われる。条件が整ったということだが、指定に当たっては地権者やその他の権利を有している方の同意が必要であり、その同意に関わって様々な障壁、例えば相続がなされていないと権利者が多数にわたって、条件が整わないことなどがしばしばある。今回もそういった条件が整ったということであり、こういった大きな遺跡については、部分、部分が追加で少しずつ指定が広がっていくという事例の一つとご理解いただけたらと思う。中須東原遺跡については、益田氏が貿易を通じて非常に富んだと言われているが、それを証明する港湾遺跡ということで追加指定をされるものである。

○岡部委員 鰐淵寺の境内で約288ヘクタールの指定ということだが、史跡指定を受けた場合、山林が大部分であると思うが、山林の維持、保存というのはどういった形でなされるのかと考えたら良いのか。

○丹羽野文化財課長 指定文化財については、現状を変更する場合には許可が必要だが、山林、木などの場合には、通常枯れた物の撤去とか不必要な下草の伐採といったことについては、国まで許可申請をしなくても、軽微な変更該当し、市で許可ができるようになっているので、そういった形で従来どおり管理がなされると思う。例えば樹木を松くい虫の防除などを行い、保護するといった場合には、天然記念物であれば、そういったことができるが、史跡の場合には、構成要素と呼ばれるお宮の神木などには補助金が出るが、山林の樹木1本、1本については、補助等の措置は難しい。

○岡部委員 樹木の伐採等はどうなるのか。

○丹羽野文化財課長 伐採の規模、内容によって異なり、通常の管理の範囲内であればできるが、大規模な伐採になると国に許可申請をし、許可が下りないとできない。史跡としての価値を損ねないという条件のもとで、許可、不許可の判断がなされると思う。

○岡部委員 所有者というのは鰐淵寺になるのか。その他の方々もたくさんおられるのか。

○丹羽野文化財課長 大きな面積の山林なので、鰐淵寺が大部分だが、その他の方も所有されている。

――原案のとおり了承

第63号 国登録有形文化財（建造物）の登録について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第63号国登録有形文化財（建造物）の登録についてご報告する。

同じく11月20日に、登録有形文化財として松江市殿町のお堀端にあるカラコロ工房、元日本銀行跡であるが、こちらを登録するよう文部科学大臣に答申をされた。有名な建物であるので、ご存知だと思うが、正面に円柱を配して、全面を擬石で石造のように見える鉄筋コンクリート造りで、非常に均整のとれた美しい建物である。

内部も、6本の大きな柱で支えられ、さらに格子天井で光取りの天窗状に作られ、また廊下も回り廊下状になりその装飾も非常に優れている。現在カラコロ工房として活用をされている。近くに合銀カラコロ美術館もあるが、これもほぼ同時期の銀行建築としてあわせて登録有形文化財に指定されている。この辺りが近代の風景を残すところとなっている。

――原案のとおり了承

藤原教育長 閉会宣言 14時28分